

名称	日時	会場等	お問い合わせ先
第57回 中小企業団体三重県大会	令和2年 10/7(水) 13:30~	会場：アスト津 4階 アストホール (津市羽所町 700 番地)	企画情報課 TEL059-228-5195
新春セミナー	令和3年 1/21(木) 14:30~	会場：ホテルグリーンパーク津 (津市羽所町 700 番地)	企画情報課 TEL059-228-5195

Notice



三重労働局からのお知らせ

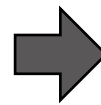
子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになるのをご存じですか？(令和3年1月1日施行)

< 改正のポイント >

(改正前)

(改正後)

- 半日単位での取得が可能
- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



- 時間単位での取得が可能
- 全ての労働者が取得できる

- 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。
- 法令で定められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
注)「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例(子の看護休暇の場合) ※介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
2. 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

お問い合わせ先 三重労働局 雇用環境・均等室 059-226-2318

「中央会レポートみえ」へ情報をお寄せください!!

三重県中小企業団体中央会では、本誌を組合活動のPRにお役立て頂くために、イベントや記念事業、各種研修会・講習会開催の情報を募集しております。組合で行うイベントや行事等ございましたら、ぜひ情報をお寄せください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課
〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL:059-228-5195 FAX:059-228-5197
URL: <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: kikaku@chuokai-mie.or.jp